

6 給与所得の内訳
(日給などの給与所得のある人で、源泉徴収票のない人は記入してください。)

月	日	給	勤務日数	月	収	
1		円		円		
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
賞与等		円				
合計		円				
勤務所在地						
勤務先名						
電話番号						

10 総合譲渡・一時所得の所得金額に関する事項

	収入金額	必要経費	(差引金額)	特別控除額	所得金額
総合譲渡	円	円	円	円	円
短 期				イ	
長 期				ロ	
一 時				ハ	

右のイの金額を表面のに、ロの金額を表面のに、ハの金額を表面のに記入してください。

右の二の金額を表面のの所得金額欄へ記入してください。

11 事業専従者に関する事項

1 フリガナ	姓	名	性別	生年	大・昭	平・令	専従者給与	(控除)額	従事月数
2 フリガナ	姓	名	性別	生年	大・昭	平・令	専従者給与	(控除)額	従事月数
3 フリガナ	姓	名	性別	生年	大・昭	平・令	専従者給与	(控除)額	従事月数
個人番号									

12 別居の扶養親族等に関する事項

1 フリガナ	姓	名	個人番号	住所	国外居住	国内居住
2 フリガナ	姓	名	個人番号	住所	国外居住	国内居住
3 フリガナ	姓	名	個人番号	住所	国外居住	国内居住

14 寄附金に関する事項

都道府県、市町村分 (特別控除対象) に支出した寄附金に応じて、各欄にそれぞれ記入してください。
ただし、認定特定非営利活動法人および特例認定特定非営利活動法人以外の特定非営利活動法人に対する寄附金については、左欄に記入せず、別途「寄附金税額控除申告書(二)」を提出してください。

条例指定分

市区町村

15 所得金額調整控除に関する事項

1 フリガナ	姓	名	性別	生年	大・昭	平・令	特別障害者に該当する場合	別居の場合の住所	級度
個人番号									

12 別居の扶養親族等に関する事項

同居していない扶養親族等のある方は、その方の氏名、個人番号、住所および国外居住者である場合は区分を記入してください。
また、令和5年からは、国外居住親族に係る扶養控除等の適用を受ける場合には、その親族に係る「親族関係書類」や「送金関係書類」の提出又は提示をしてください。

14 寄附金に関する事項

あなたが都道府県・市区町村、都道府県・市区町村の条例で指定された団体、および令和8年1月1日現在における住所地の共同募金会または日本赤十字社の支部に対して、2千円を超える寄附を行った場合、それぞれに該当する欄に記入してください。

15 所得金額調整控除に関する事項

所得金額調整控除を受けようとする場合は、22歳以下の扶養親族または特別障害者である同一生計配偶者もしくは扶養親族に関する事項を記入してください。

申告書の提出先およびお問い合わせ先

能登町税務課

〒927-0492
石川県鳳珠郡能登町字宇出津ト字50番地1

TEL(0768) 62-8518

6 給与所得の内訳
(日給などの給与所得のある人で、源泉徴収票のない人は記入してください。)

7 事業・不動産所得に関する事項
事業・不動産所得の種類、所得の生ずる場所、収入金額、必要経費、青色申告特別控除額を記入してください。

8 配当所得に関する事項
配当所得の種類、所得の生ずる場所、支払確定年月、収入金額、必要経費を記入してください。

9 雑所得(公的年金等以外)に関する事項
種類、所得の生ずる場所、収入金額、必要経費を記入してください。

10 総合譲渡・一時所得の所得金額に関する事項
収入金額、必要経費、(差引金額)、特別控除額、所得金額を記入してください。

11 事業専従者に関する事項
事業税に関する事項
事業税に関する事項

10 総合譲渡・一時所得の所得金額に関する事項
土地建物等以外の資産の譲渡所得・一時所得のある方は内訳を記入してください。譲渡所得、一時所得の特別控除は50万円。(譲渡所得は短期・長期合わせて50万円)

ただし、譲渡益が50万円未満の場合はその譲渡益相当額とされています。また、一時所得の総収入金額から支出した金額を控除した残額が50万円より少ない場合には、その残額に相当する額となります。

11 事業専従者に関する事項
事業専従者控除額は、①50万円(配偶者の場合は86万円)もしくは②事業専従者控除額を差し引く前の所得金額 ÷ (事業専従者の数+1)のいずれか低い方の金額を記入してください。

13 事業税に関する事項
営業およびその他の事業所得金額と青色申告控除額の合計額が290万円を超える場合で各項目に該当する事項がある場合のみ記入してください。

12 別居の扶養親族等に関する事項
同居していない扶養親族等のある方は、その方の氏名、個人番号、住所および国外居住者である場合は区分を記入してください。

また、令和5年からは、国外居住親族に係る扶養控除等の適用を受ける場合には、その親族に係る「親族関係書類」や「送金関係書類」の提出又は提示をしてください。

14 寄附金に関する事項
あなたが都道府県・市区町村、都道府県・市区町村の条例で指定された団体、および令和8年1月1日現在における住所地の共同募金会または日本赤十字社の支部に対して、2千円を超える寄附を行った場合、それぞれに該当する欄に記入してください。

15 所得金額調整控除に関する事項
所得金額調整控除を受けようとする場合は、22歳以下の扶養親族または特別障害者である同一生計配偶者もしくは扶養親族に関する事項を記入してください。

令和8年度分 町民税・県民税申告の手引

町民税・県民税の申告につきましては、毎年ご協力をいただき厚くお礼申し上げます。

「令和8年度分町民税・県民税申告書」をご自身で記述される場合は、この手引きを参考にしながらご記入のうえ申告くださいますようお願いします。

申告書の提出期限は令和8年2月16日(月)から同年3月16日(月)までです。

町民税・県民税は、町民のみなさんに道路・下水道・公園の整備から教育・福祉の充実にいたる身近でさまざまな行政サービスを提供するために使われています。安全で安心して暮らせる能登町のまちづくりのために、できるだけ多くの町民のみなさんに公平に負担していただいています。

◇個人の町民税・県民税の申告をしなければならない方

1. 令和8年1月1日現在、能登町内に住所のある方

※ただし次の方は除きます。

(1) 税務署に所得税の確定申告書を提出された方

(2) 前年1ヶ所から給与の支払いを受けている方で、その支払い先から能登町に年末調整済みの給与支払い報告書が提出されている方(提出の有無は勤務先へ確認してください)

(3) 前年中の収入が、公的年金のみの方(年間の総支給額が400万円未満)で、その支払い先から能登町に公的年金等支払い報告書が提出されている方

※令和7年中無収入であった方は、申告書表面の「前年所得のなかつた方が記入する欄」にご記入ください。申告していただくことにより、国民健康保険税・介護保険料・後期高齢者医療保険等の算定、公営住宅申請・児童扶養手当申請等に係る諸証明に必要な資料となります。

《注意事項》

なお、公的年金等に係る所得のみの方でも、雑損控除、医療費控除(セルフメディケーション税制対応分を含む)、社会保険料控除(一定のものを除きます)、小規模企業共済等掛金控除、生命保険料控除、地震保険料控除、寡婦(寡夫)控除、勤労学生控除、障害者控除、配偶者特別控除、同居老親等扶養控除、特定親族特別控除および寄附金税額控除を受けようとする場合は、申告書を提出することとなります。

平成29年度分の申告から、自分や扶養親族等の個人番号(マイナンバー)を記載することが法律で義務化されていますので、自分や家族の人の個人番号が確認できるものを用意しておいてください。

◇申告に必要なもの

※いずれも令和7年1月1日～令和7年12月31日までの分が対象となります。

○ 申告書(事前に記述されない場合は不要)

○ 個人番号(マイナンバー)のわかるもの

(例)個人番号(マイナンバー)カード、通知カード、個人番号の表示された住民票

○ 本人確認書類

(例)個人番号(マイナンバー)カード、免許証、保険証、官公署が発行した証明書等

○ 所得の証明書等

1. 給与所得者は、源泉徴収票又は事業主からの給与支払証明書

2. 事業所得者および不動産所得者は、収支明細書(帳簿類)

○ 社会保険料および生命保険料控除、地震保険料控除のある方は、その証明書。

○ 医療費控除(セルフメディケーション税制対応分を含む)のある方は、医療費等の領収書、補てんされる保険金等の明細書(医療費は明細書にまとめて整理してください。またセルフメディケーション税制をご利用の場合は、検診結果等を通知する書類が必要です。)

○ 雜損控除のある方は、損害額を証明できる書類等。

○ 寄附金税額控除のある方は、寄附金先の団体から発行される領収書または寄附金受領証明書。

○ 障害者控除を受ける方は、身体障害者手帳または証明書。

●申告者氏名欄

あなたの住所、氏名、個人番号、生年月日、電話番号、職業、世帯主の氏名、続柄等を記入してください。

●所得から差し引かれる金額

⑬社会保険料控除

あなたやあなたと生計を一にする配偶者、その他の親族の負担すべき社会保険料をあなたが令和7年中に支払った場合には、その全額の控除を受けることができます。控除を受けられる保険料は、国民健康保険の保険料、国民年金の保険料、厚生年金の保険料、雇用保険の保険料、介護保険の保険料等です。

⑭小規模企業共済等掛金控除

あなたが令和7年中に小規模企業共済制度に基づく掛金または確定拠出年金法に基づく年金掛金や心身障害者扶養共済の掛金がある場合には、その金額について控除を受けることができます。

⑮生命保険料控除

令和7年中にあなたやあなたの配偶者、その他の親族を受取人のすべてとする生命保険料を支払った場合およびあなたやあなたの配偶者を年金受取人とする個人年金保険契約などのために保険料を支払った場合には、生命保険料控除を受けることができます。平成25年度から控除額等が見直されましたので、新旧の一般生命保険料、新旧の個人年金保険料、介護保険料に分けてそれぞれ記入してください。

※計算は別添「所得および控除 簡易計算書」をご利用ください。

⑯地震保険料控除

あなたやあなたと生計を一にする配偶者その他の親族が所有している家屋や家財を保険の目的とする地震保険契約のために、あなたが令和7年中に保険料を支払った場合には地震保険料控除を受けることができます。

※計算は別添「所得および控除 簡易計算書」をご利用ください。

⑰寡婦控除

あなたが次のいずれかに該当する場合には、26万円の寡婦控除を受けることができます。
(1)令和7年12月31日現在、夫と離婚をした後婚姻していない人で、扶養親族を有し、令和7年中の所得が500万円以下の人

(2)令和7年12月31日現在、夫と死別した後婚姻していない人または夫の生死が明らかでない人で、令和7年中の所得が500万円以下の人

⑯ひとり親控除

令和7年12月31日現在、あなたが未婚で生計を一にする子(令和7年中の総所得金額等が58万円以下)があり、令和7年中の所得が500万円以下である場合には、30万円のひとり親控除を受けることができます。

※住民票の続柄に「夫(未届)」「妻(未届)」の記載がある方は、「ひとり親控除」と「寡婦控除」の対象外となります。

⑯労働学生控除

令和7年12月31日現在、あなたが学生、生徒、児童に該当し、令和7年中の所得が85万円以下(うち給与所得等以外の所得合計が10万円以下)の場合には、26万円の労働学生控除を受けることができます。

⑯障害者控除

令和7年12月31日現在、あなたやあなたの同一生計配偶者、扶養親族が次のいずれか1つに当たる場合には、1人につき26万円(ただし、これらの人人が特別障害者の場合には1人につき30万円、同居特別障害者の場合には、1人につき53万円)の障害者控除を受けることができます。

特別障害者：身体障害者手帳(1級、2級)、療育手帳(A級)、精神障害者保健福祉手帳(1級)、戦傷病者手帳(特別項症から第3項症)等。

障害者：上記以外の障害者手帳の交付を受けている人。

※「障害者控除認定書」等により控除の対象となる場合があります。

⑯離損控除

あなたやあなたと生計を一にする配偶者その他の親族(令和7年中の所得が58万円以下の者に限る)が令和7年中に震災、風害、火災、盗難などにより家屋、家財道具などに損害を受けた金額が一定額を超える場合には、離損控除を受けることができます。

※計算は別添「所得および控除 簡易計算書」をご利用ください。

⑯医療費控除(セルフメディケーション税制対応分含む)

令和7年中に、あなたやあなたと生計を一にする配偶者、その他親族のために支払った医療費で通常必要と認められるものおよび介護保険に係るサービスの対価で認められるものの合計額が一定額を超えるときは医療費控除を受けることができます。

(控除限度額200万円) 支払医療費-保険金などで補てんされる金額-総所得金額の5%

※計算は別添「所得および控除 簡易計算書」をご利用ください。

●前年所得のなかつた方が記入する欄

令和7年中に所得がなかつた方は①～⑤の該当する数字を丸で囲み必要事項を記入してください。

町民税・県民税申告書の書き方

※平成29年度よりマイナンバー(個人番号)の記入が必要です。
マイナンバーを記載した申告書を提出する際は、「個人番号が正しいこと」、「本人であること」の確認を行います。

令和8年度分 町民税・県民税・国民健康保険税 申告書									
能登町長 殿		現 住 所	鳳珠郡能登町字 ○○ 1丁目 2番地			業種又は職業	会社員		
提出年月日		8年1月1日 現在の住所 フリガナ	同 上 ノトタロウ			電 話 番 号	0768-62-8518		
氏 名		能登 太郎			個 人 番 号	4 5 6 7 8 9 0 1 2 3 4 5			
生年 月日 平・令		43・8・7			世 帯 主 の 氏 名	能 登 太 郎	続柄	本 人	
③ 所得から差し引かれる金額に関する事項									
⑬ 社会保険料 控除	社会保険の種類			支 払 た 保 険 料					
	国民健康保険			280,000 円					
⑯ 生命保険料 控除	国民年金			159,600 円					
	合 計			439,600 円					
⑯ 地震保険料 控除	新生命保険料の計			旧生命保険料の計					
	120,000 円			120,000 円					
⑯ 扶養控除	新個人年金保険料の計			旧個人年金保険料の計					
	120,000 円			120,000 円					
⑯ 労働学生控除	介護医療保険料の計								
	18,000 円			10,000 円					
⑯ ひとり親 親 労 働 学 生 控 除	□ 寡婦控除 □ 死別 □ 生死不明 (□ 離婚 □ 未帰還)		□ ひとり親 控除		□ 勤労学生控除 (学校名)				
	フリガナ ノト ジロウ		氏 名 能 登 太 郎		障 害 の 程 度 身体障害 3 (級度)				
⑯ 障害者 控除	個人番号			障 害 の 程 度 身体障害 3 (級度)					
	2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3								
⑯ 配偶者 控除	配偶者 氏 名 ノト ハナコ			生年月日 大・昭 43・6・1					
	配偶者 氏 名 能 登 花 子			配偶者 の 合計所得金額 930,000 円					
⑯ 扶養 控除	個人番号			同居・ 別居の 区分					
	0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2			控除額 45 万円					
⑯ 特定 親族 特別 控除	1 ノト ジロウ			同居・ 別居の 区分					
	2 氏 名 能 登 一 郎			同居・ 別居の 区分					
⑯ 扶養 控除	個人番号			同居・ 別居の 区分					
	2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3			控除額 33 万円					
⑯ 扶養 控除	3 ノト ジロウ			同居・ 別居の 区分					
	4 氏 名 能 登 二 郎			同居・ 別居の 区分					
⑯ 扶養 控除	個人番号			同居・ 別居の 区分					
	5 6 7 8 9 0 1 2 3 4			控除額 33 万円					
当該親族等が特定親族である場合には、「特親」欄に○を記入してください。									
⑯ 扶養 控除	16 歳 未満の 扶養 親 対 象 親 族			同居・ 別居の 区分					
	1 ノト サラコ			同居・ 別居の 区分					
⑯ 扶養 控除	2 氏 名 能 登 桜 子			同居・ 別居の 区分					
	3 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3 4			控除額 780,000					
⑯ 扶養 控除	17 18 歳 未満の 扶養 親 対 象 親 族			同居・ 別居の 区分					
	17 ノト サラコ			同居・ 別居の 区分					
⑯ 扶養 控除	18 氏 名 能 登 桜 子			同居・ 別居の 区分					
	19 5・5・31			控除額 430,000					
⑯ 扶養 控除	19 20 歳 未満の 扶養 親 対 象 親 族			同居・ 別居の 区分					
	20 ノト サラコ			同居・ 別居の 区分					
⑯ 扶養 控除	21 22 歳 未満の 扶養 親 対 象 親 族			同居・ 別居の 区分					
	22 ノト サラコ			同居・ 別居の 区分					
⑯ 扶養 控除	23 24 歳 未満の 扶養 親 対 象 親 族			同居・ 別居の 区分					
	24 ノト サラコ			同居・ 別居の 区分					
⑯ 扶養 控除	25 26 歳 未満の 扶養 親 対 象 親 族			同居・ 別居の 区分					
	26 ノト サラコ			同居・ 別居の 区分					
⑯ 扶養 控除	27 28 歳 未満の 扶養 親 対 象 親 族			同居・ 別居の 区分					
	28 ノト サラコ			同居・ 別居の 区分					
⑯ 扶養 控除	29 30 歳 未満の 扶養 親 対 象 親 族			同居・ 別居の 区分					
	30 ノト サラコ			同居・ 別居の 区分					
別居の扶養親族等がいる場合には、裏面団に氏名、個人番号、住所および扶養控除額の合計									
⑯ 扶養 控除									
損害の原因		損害年月日		損害を受けた資産の種類					
損害金額		保険金などで補填される金額		災害損失額のうち災害開支の金額					
支払った医療費等		保険金などで補填される金額		医療費控除					
360,000 円		120,000 円		144,500 円					
合 計		2,456,600 円		合 計					
地方税法附則第4条の4の規定の適用を選択する場合には「医療費控除」欄の□に「1」と記入してください。 ⑯ 扶養 控除									
⑯ 扶養 控除									
合計所得金額 控除額									
2,400万円以下 43万円									
2,400万円超 2,450万円以下 29万円									
2,450万円超 2,500万円以下 15万円									
2,500万円超 0円									

前年所得のなかつた方が記入する欄 下記の該当番号を○で囲み必要事項を記入してください。									
1. 下記の者の扶養または援助を受けていた。 氏名 能登 太郎 続柄 父 住所 凤珠郡能登町字宇出津新○字△番地									
3. 遺族年金・障害年金・雇用保険等を受給していた。 6 年 5 月から 年 月まで									
4. 生活保護法による生活扶助を受けていた。									
5. その他 (昨年の状況を具体的に記入してください。 今までの書いて生活していた)									

●収入金額等および所得金額(申告書裏面の明細も書いてください)

収入金額…令和7年中に収入することの確定した金額(売掛金、現物収入、自家消費商品等を含む)を記載してください。

必要経費…収入をあげるために必要なものに限られます。例えば、販売商品の売上原価、事業に係る租税公課、荷造運賃などをいい、日常家事に要した生活費は含みません。

所得金額…収入金額から、必要経費および青色申告特別控除額等を差し引いた金額(給与所得金額は給与収入金額から給与所得控除額を、公的年金等に係る雑所得金額は公的年金等収入金額から公的年金等控除額を、それぞれ差し引いた金額)を記入してください。

①営業等

販売業、飲食店業などから生じる所得又は自由職業(医師、弁護士、税理士等)などから生じる所得(農業以外の事業から生じる所得)を記入してください。

②農業

農産物の生産、果樹などの栽培、農家が兼営する家畜など飼育の事業から生じる所得を記入してください。

③不動産

地代、家賃、借地権設定などから生じる所得を記入してください。

④利子

公社債、預貯金の利子、公社債投資信託などの収益の配分による所得を記入してください。